破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８００号
北九州市小倉北区古船場町７番３―305号
債務者　沓内　紀子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８４１号
北九州市小倉北区霧ケ丘１丁目10番25―402号
債務者　中濵　新也（旧姓姫嶋）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８４９号
北九州市八幡西区馬場山東３丁目４番23―304号
債務者　友原　正信
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８５１号
北九州市若松区浜町３丁目17番18号
債務者　大村　哲こと　鄭　　哲
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８５９号
北九州市八幡西区幸神２丁目３番16号(102)、前住所北九州市八幡西区幸神２丁目３番16号(414)
債務者　前田　利花
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８６０号
北九州市小倉北区片野３丁目６番31号(103)、前住所北九州市小倉北区大田町２番７―203号
債務者　岡村　秀信
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３８１号
函館市本通１丁目37番17―303号
債務者　岩館　里緒
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第３８３号
函館市富岡町３丁目６番20号
債務者　石崎友季子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第３９６号
函館市桔梗２丁目38番20―103号　ハイツラポート
債務者　小野　健斗
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４１８号
函館市日吉町２丁目11番30号
債務者　大堤　祐二
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４２０号
函館市柏木町35番30―305号　かしわぎハイツ
債務者　小路　宣芳
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４２４号
函館市時任町33番12号
債務者　石川　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３１号
北海道北斗市追分１丁目12番33号
債務者　齋藤　重美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３３号
北海道茅部郡森町字駒ケ岳352番地　ケアハウス青雲の森、住民票上の住所北海道茅部郡森町字常盤町139番地６
債務者　平原　伸一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第７１５号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町三丁目30番12―103号　Ｋハイム２、前住所埼玉県鶴ヶ島市脚折町三丁目30番12―101号　Ｋハイム２
債務者　鶴田　翔夏
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７６７号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保365番地37　Ｍハウス103号
債務者　矢内　俊和
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部